

## 教職員人事権等の移譲について

- 《趣旨》 ▶ 地域の実情に応じた特色ある教育の展開  
 ▶ 地域に根ざした人材の育成  
 ▶ 総合的な子育て施策の推進  
 ⇒ 必要となる権限を、教育現場により近い「市」で行使すべきである



こどもを核としたまちづくりを進める本市の教育において、教職員人事権等の移譲は、とりわけ重要な課題である。地方主権の観点からも、市長部局、教育委員会が連携し、市へ教職員人事権等が移譲されるよう取り組んで行く。

### 《概要》

- ◆市立小中学校の教職員（県費負担教職員）は市の職員であるが、人事権は県教委にあり、給与も県が負担している。一方で、服務監督権や人事異動の内申権は市教委に属するなど、県費負担教職員に対する権限は細分化され分散している。  
 （例外的に政令指定都市には人事権、中核市には研修権が移譲されている）

### 《全国の動向》

- ◆人事に関する権限を一元化するため、文部科学省の中央教育審議会等において、教職員人事権は市に移譲すべきとされてきたが、関係者の合意が得られないことなどから制度改正は見送られてきた。  
 ◆文部科学省の設置する中央教育審議会における答申、内閣の設置する教育再生実行会議の提言等において、市町村への権限移譲を検討するよう述べられてきた。



### 国の対応

- 広域での人事調整の仕組みにも配慮したうえで、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。
- 「県費負担教職員の任命権に係る条例」による事務処理特例制度のより一層の活用を支援する。 ※地教行法第55条（条例による事務処理の特例）

### 現状

- 「特例制度」は大阪府豊能地区で実施されている。  
 （池田市、豊中市、箕面市、能勢町、豊能町の3市2町）
  - ▶ 移譲された主な人事権等  
 教員採用、人事異動、管理職選考、懲戒分限、研修
  - ▶ 移譲されなかった主な人事権等  
 給与等の負担、学級編制基準の決定、定数決定

## 《各市の要請》

地域の実情に応じた教育政策の実現に向け、全国的な動きとして、人事権等移譲を求める要望等が長年続いている。

### ◆ 全国施行時特例市市長会

H28.5.19「地方分権の推進に関する提言」より

- 事務処理特例制度を活用した事例は広がりを見せていない

⇒ 希望する市へ、手挙げ方式による移譲が早期に実現されるよう制度設計を行うことを要望

### ◆ 中核市市長会

H28.10「地域の実情に応じた教育政策を実現するための人事権等移譲を求める提言」

- ・“事務処理特例制度”によらない選択制による人事権等移譲を更に強く求める
- ・「権限移譲の受け皿のあり方」「学級編制及び教職員配置における国、地方の役割のあり方」を並行して検討していく

#### ▶ 提言要旨

1. 事務処理特例制度によることなく、早急に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、「中核市の県費負担教職員の任命権に関する事務は、当該中核市の教育委員会が行うことができる」旨を規定すること。
2. 学級編制基準及び教職員定数については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、都道府県を介することなく、直接割り当てを行うこと。
3. 人事権移譲に伴う給与等の負担をはじめとする所要額は、財政負担に応じた税源移譲、交付金等による明確な形で満額措置すること。

### ◆ 全国市長会

H28.11.17「義務教育施策等に関する重点提言」より

#### 2. 分権型教育の推進について

##### (1) 公立小中学校教職員の人事権

広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。

##### (2) 学級編制権及び定数決定権等

地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、所要の財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。